

－ お 知 ら せ －

- ・ 令和2年6月19日に「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が公布されました。
(新しい登録制度は令和3年6月に施行予定)
- ・ 現在の制度(告示)において登録を受けていても、この新しい制度(法律)による登録を受けようとする場合は、新たに申請が必要となります。
(現在の登録が、新しい登録制度に移行されるわけではありません。)

<新しい制度(法律)の概要>

(1) サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化に係る措置

■ 全てのサブリース業者に対し、

- ・ 勧誘時における、故意に事実を告げず、又は不実を告げる等の不当な行為の禁止
- ・ サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の締結前の重要事項説明 等を義務づけ

■ サブリース業者と組んでサブリースによる賃貸住宅経営の勧誘を行う者(勧誘者)についても、契約の適正化のための規制の対象とする

(2) 賃貸住宅管理業に係る登録制度の創設

■ 賃貸住宅管理業を営もうとする者について、国土交通大臣の登録を義務づけ

■ 登録を受けた賃貸住宅管理業者について、

- ・ 業務管理者の選任
- ・ 管理受託契約締結前の重要事項の説明
- ・ 財産の分別管理
- ・ 委託者への定期報告 等を義務づけ

詳しくは、国土交通本省HPをご確認下さい。

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000200.html